



# 環境トピックス



問い合わせ先

環境課

☎40-5559

## 容器包装リサイクル法に基づく 分別収集計画を策定しました

市では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、ごみの中で大きな割合を占める容器包装廃棄物（商品の容器および商品を包むもの）を分別収集し、最終処分量の削減を図ることを目的として、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確化し、具体的な推進方法を明らかにするとともに協働して取り組むべき方針を示した分別収集計画を策定しました。

下野市ごみ減量化計画とあわせ、分別収集の徹底を図り、廃棄物そのものを減らすことを第一に環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

### 対象品目

びん・缶類（スチール製・アルミ製・無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、牛乳パック、ダンボール、ペットボトル（飲料用・しょうゆ等容器）、ビニ・プラ（お菓子の袋・卵パック等軟質プラスチック）

リサイクル見込数量（平成20年度）

びん・缶類...518 t、牛乳パック...4 t、ダンボール...387 t、ペットボトル...188 t、ビニ・プラ...420 t

取り組み方

- (1) 容器包装廃棄物が適正に排出されるように啓発を行う。
- (2) 自治会・子ども会育成会等の再資源集団回収実施団体に対し報奨金を交付し、継続支援を実施していく。
- (3) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するための指導を行う。

第5期下野市容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画の全文については、環境課窓口にて閲覧していただくか、下野市ホームページをご覧ください。

## 不用品リサイクル情報

<譲ります>

健康器具

<譲ってください>

薬師寺幼稚園女子用制服（120cm）・体操着（120cm）・ブレザー（120～130cm）・カバン・ズボン・ぼうし（夏・冬用）・ブラウス（長袖・半袖）  
扇風機 冷蔵庫 バランスボール

環境課までご連絡ください。

### 石橋地区のみなさまへ

#### <クリーンパーク茂原への粗大ごみの搬入制限>

10月1日から、ごみ（一般廃棄物）の減量化と適正処理を図るため、粗大ごみの一部についてはクリーンパーク茂原への搬入はできなくなります。

ご家庭で自ら家屋の解体や修理をして不要になった畳、木材、アルミサッシ、門扉、雨戸、網戸等の搬入ができなくなりますので、廃棄物処理許可業者等に処理を依頼してください。



### 事業者のみなさまへ

建設業の建設廃材は産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物処理許可業者に処理を依頼してください。

## 汚泥発酵肥料すくすく君の配付

汚泥を有効利用したりサイクル肥料（すくすく君）を無料で配付しています。

申し込み 毎月1日（閉庁の場合は翌日）  
午前8時30分から受付します。  
配付は翌月となります。

配付制限 1人10袋まで（1袋15kg）

配付場所 国分寺庁舎東車庫

受け取り 午後2時～5時の間に取りに来てください。

## とちぎのエコキーパーをさがせ！ エントリー募集

栃木県地球温暖化防止活動推進センターでは「温暖化対策 一村一品・知恵の環づくり事業」を実施しています。この事業は、地域の主人公である市や町、市民団体、事業団体などの草の根の取組を掘り起こし、地域から地球温暖化の取組を盛り上げようとするものです。是非、町内会、市民団体、事業所などで行っている地球温暖化防止の取組をエントリーしていただき、それをご紹介することで、さらに県内のCO<sub>2</sub>排出削減の推進を図ります。

募集期間 平成19年9月30日まで

募集内容 地域の創意工夫を活かした地球温暖化の取組（ただし吸収源対策の取組は対象外）

応募方法 実施している取組 創意工夫した点 CO<sub>2</sub>の削減効果 各主体との連携状況  
これから実施したい取組

上記の5点を記載した「一村一品・知恵の環づくり企画書」（図や写真等も含む）を、電子データで栃木県地球温暖化防止活動推進センターまで提出してください。都道府県の代表による全国大会を開催して、その取組を全国に発信します。様式は自由です。

問い合わせ先 栃木県地球温暖化防止推進センター（宇都宮市下岡本町2145-13）

☎ 028-673-9101 ㊚ 028-673-9084 ✉ [tochikankyou.jimukyoku@nifty.com](mailto:tochikankyou.jimukyoku@nifty.com)

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/tochiondan/>

## 10月1日は 浄化槽の日 浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施することが浄化槽法により義務付けられています。規定に違反すると処罰されることがあります。浄化槽が正しく機能するために、適正な維持管理をしましょう。

保守点検を受けましょう

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整・消毒薬の補充等を4ヶ月に1回以上実施しなければなりません。県の登録業者に委託してください。（処理方式や対象人員によって回数は異なります）

清掃を行いましょう

浄化槽内に汚泥が溜まると、臭いや水質悪化の原因になりますので、汚泥の引き抜き等を年1回以上行わなければなりません。市で許可されている業者に委託してください。

法定検査を受けましょう

保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。保守点検業者に委託できます。

使用開始後3～8か月以内に受ける水質検査

年に1回の定期検査（保守点検や清掃が適正に行われているかを確認します）

業者による維持管理のほかに次のようなことに気をつけて、浄化槽と上手につきあいましょう。

トイレットペーパー以外は流さない

浄化槽のマンホールの上に物を置かない

便器の清掃に塩酸などの劇薬を使わない

浄化槽ブロワの電源は切らない

油や調理くずなどは排水口へは流さない

ご不明な点は市環境課または、栃木県浄化槽協会（☎028-633-1650）までお問い合わせください。

## 温室効果ガス排出抑制に関する 『地球温暖化対策アドバイザー』を派遣します！

栃木県では、温暖化対策に取り組む事業者の皆様を支援するためアドバイザーを派遣します。

### 派遣の概要

費用

無料です。

利用事業者

県内に工場や事業場を設置している事業者

内容

温室効果ガスの排出削減対策の推進、省エネルギー対策の取り組みなど

申し込み方法

県環境森林政策課に申込書を提出ください。アドバイザーの選定、派遣日程の調整後に、アドバイザーが事業所に赴きます。派遣日程は、原則3日（人）以内です。

問い合わせ先

栃木県環境森林政策課地球温暖化対策室

☎ 028-623-3187 ホームページ <http://www.pref.tochigi.jp/>

# ごみ減量化への道

part2

私たちは、生活するうえでちょっとした工夫、発想の転換によりごみを減らすことができます。

一人ひとりが、できるだけごみを出さないような生活を心がけることで、地球環境の保護にもつながるのです。私たちはごみを出さずには生活できません。

**でも、減らすことはできるのです!**



## 生活編

## ワンポイント アドバイス

### ● 調理方法を工夫し、捨てるものを少なくしましょう

▶ 大根などの皮はキンピラに利用するなど、捨てる部分をなくし、作ったものは食べきりましょう。余ったものは冷凍して利用するなど、エコクッキングを心がけましょう。

### ● 最後まで使い切りましょう

▶ 調味料など、途中で捨ててしまわずに最後まで使い切って捨てましょう。

### ● 使い捨て商品の利用を控えましょう

▶ ティッシュやキッチンタオルは便利ですが、おしぼりを使いましょう。



### ● 一定期間だけ使用するものはレンタルショップを利用しましょう

▶ 短期間の使用なら、購入ではなくレンタルショップを利用してみましょう。

### ● 壊れても修理が可能か確認してから買い換えましょう

▶ 壊れたからといってすぐに買い換えるのではなく、修理できるものは修理して使い続けましょう。

### ● 必要のないダイレクトメールは断りましょう

▶ 必要のないダイレクトメールは、未開封のまま「受け取り拒否」と書いてポストに入れると差出人に戻ります。

いつでもどこでも実践!

**「もったいない」**

は減量への第1歩です

3R

RRR

リデュース リユース リサイクル